

調達管理番号・案件名	
25a00961.ブラジル国セラード地域における劣化牧野回復及び持続的な農地転換プロジェクト推進のための情報収集・確認調査(QCBS-ランブサム型)	

質問と回答は以下のとおりです。

2026年3月16日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	11	第2章 特記仕様書案 第4条 調査実施の留意事項(1) カウンターパート機関について	本調査のC/P機関として、EmbrapaとMAPAがあげられています。また、協力企業との連携を想定するパートナーとしてもEmbrapaがあげられています。実証事業の実施やモニタリング等、Embrapaと協働することも考えられます。このように、様々な立場でEmbrapaの職員に関わってもらうことが良いと考えられますが、カウンターパートであるEmbrapaの職員をアドバイザーとして雇上する、あるいは調査に同行し日当等を支給するという事は可能でしょうか。	本調査においては、Embrapa や MAPA などのカウンターパート機関との協働を前提としており、一部の調査活動については、同機関職員に同行いただくことを想定しています。 なお、Embrapaの業務の範囲内での調査同行を想定しているため、日当・宿泊費等の旅費を支給することを想定していません。Embrapa 職員を特殊備員として雇上することも想定していません。
2	12	第5条 調査の内容	「農林水産省による『ブラジル劣化牧野回復モデル』実証調査(2025年度)の成果と教訓を引き継ぎつつ、」との記載がありますが、当該実証事業に参加した本邦企業が本調査にも参加する場合、本邦企業の要望によっては、同実証事業を実質的に引き継ぐ、または継続する形で実施することも想定されているのでしょうか。 それとも、本調査での実証事業自体は、農林水産省様によるものとは切り離して、新たに実施するといった理解でよろしいでしょうか。	農水省事業に参画していた本邦企業が選定された場合、同事業における取組や成果を引き継ぐ形で実施されることを想定しております。
3	13	第2章 特記仕様書案(3) 資材適合性判定を目標とした実証事業の実施および監視	「現地民間企業、農協、Embrapaの研究者等とのマッチングを実施する」というのは、本邦企業・実証圃場を選定後、どのタイミングで、こういった目的で行うものでしょうか？ 「(5)パートナーシップ構築のためのマッチングイベント等の運営管理」は実証と連動しているマッチングであると理解しております(播種、資材の散布後)。	ご理解の通り、マッチングイベントは実証事業と連動しております。採択企業とブラジル側(民間企業、農協、研究機関、農家)とのマッチングイベントは、圃場における実証試験後に、各資材の実用性、効果等のデータを可視化した上で、それらをブラジル側関係者に打ち込み、更なる技術実証や新たな共同研究及び事業化の機会を創出する目的で開催されます。
4	15	第6条 報告書等	各報告書についてポルトガル語版の提出は必要でしょうか？	ご提出いただく報告書の言語は企画競争説明書に記載の通りになりますので、JICAとの契約における報告書の作成においてはポルトガル語版のご提出は不要です。
5	18	(1)コンサルタント等の法人としての経験、能力 1)類似業務の経験	「評価対象とする類似業務:ブラジル農業セクターでの業務」に關しまして、本件業務の主たる目的である民間企業連携に鑑み、評価対象類似業務の対象国はブラジル以外の農業セクターでの業務実績を評価対象としていただく事は可能でしょうか。	Embrapaを始め、ブラジルにおける幅広い関係者との調整が業務として想定されており、かつ、セラード開発に係るブラジル政府の方針、抱える課題、現状を深く理解している必要があるため、ブラジルの農業セクターでの業務実績は不可欠と判断し、ブラジル以外の農業セクターでの業務実績は評価対象とはいたしません。
6	22	第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 (3) 定額計上について	「1実証事業の実施(実証圃場)」について、500万円には圃場提供企業への支払いも想定しておりますでしょうか？ あるいは、「2実証事業の実施(実証企業)」から圃場提供企業へ支払う想定でしょうか？	圃場提供事業者への支払いも想定します。ただ、選定された本邦企業から圃場提供企業へ圃場提供に係る支払いを行う想定はありません。受注者は圃場利用に係る契約と実証企業に係る契約を別々に締結します。
7	22	第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 (3) 定額計上について	「2実証事業の実施(実証企業)」は本説明書には実費精算契約と書かれていますが、3/6にJIPFAより発信された募集案内にはランブサム契約と書かれています。どちらが正しいでしょうか？	こちらは定額計上となりますので、現時点では実費精算・ランブサムを決定しません。 「業務実施契約における契約管理ガイドライン」に記載のとおり、予算額を確定する際に、複数見積等により価格の妥当性を確認でき、金額を確定できる場合は、ランブサム方式を適用し、金額を確定できない場合は、実費精算方式を適用します。 実証事業の実施(実証圃場)、実証事業の実施(実証企業)、共にこの扱いとなります。 公示の記載に不備があり申し訳ありません。

以上